告　　示

○国家公安委員会告示第六十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月二十日　　国家公安委員会委員長　小此木八郎

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　［同上］

路線名	区間
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

路線名	区間
［同上］	
十一号	香川県大川郡津田町から同県木田郡三木町まで
［同上］	

［二～四　略］　　［二～四　同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年十一月二十日から施行する。

○国家公安委員会告示第六十六号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年十月三十日付けをもって次のとおり原動機を用いる車椅子の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十日　　国家公安委員会委員長　小此木八郎

型式認定番号	原動機を用いる車椅子の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K17－9	電動車椅子　自操用標準形　EMC－260・EMC－270 EMC－2C	株式会社今仙技術研究所 岐阜県各務原市テクノプラザ3丁目1番8号

○国家公安委員会告示第六十七号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年十月三十日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十日　　国家公安委員会委員長　小此木八郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N17－50	クルーズ VCR438	株式会社ミヤタサイクル 神奈川県川崎市川崎区東田町11番地27
交　N17－51	クルーズ VCR468	株式会社ミヤタサイクル 神奈川県川崎市川崎区東田町11番地27
交　N17－52	eisanbike AS－261W－E	株式会社永山 東京都台東区浅草橋4－2－2浅草橋西口ビル3F
交　N17－53	eisanbike AS－267MTB	株式会社永山 東京都台東区浅草橋4－2－2浅草橋西口ビル3F
交　N17－54	eisanbike Benero203R	株式会社永山 東京都台東区浅草橋4－2－2浅草橋西口ビル3F
交　N17－55	SWIME　mini EMV203	アサヒサイクル株式会社 大阪府堺市美原区木材通4丁目1番11号
交　N17－56	丸石アシスト ASAP277B	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684－1
交　N17－57	丸石アシスト ASCCY203B	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684－1
交　N17－58	丸石アシスト ASPE263B	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684－1
交　N17－59	Daytona Pottering Bike DE01X	株式会社デイトナ 静岡県周智郡森町一宮4805
交　N17－60	LH242A ELH242A	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N17－61	ヤマハパス XON5	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N17－62	ヤマハパス XON6	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N17－63	ヤマハパス XON7	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地